

神戸市結婚新生活支援事業

神戸で愛を育みませんか？

新婚世帯が良好な住環境で新生活をスタートできるように、新居の住居費や引越し費用などを補助します。

最大

30万円補助



対象

平成29年1月31日から受付終了までの間に婚姻し、裏面の要件を満たす新婚世帯が対象です。

対象要件や対象費用・手続きの方法については裏面をご覧ください。

受付期間

平成29年6月1日～平成30年3月上旬

※受付状況はホームページでお知らせします。

※予算に達し次第、募集を終了します。

申請・問い合わせ先

申請方法や必要書類など詳しくはホームページまたは下記までお問い合わせください。

神戸市住宅都市局住宅政策課

TEL 078-322-0533(直通)

WEB <http://www.city.kobe.lg.jp/life/town/house/information/kekkon.html>



平成29年1月1日から申請日までに支出した費用が対象です。

下記の(1)から(4)を
全て満たすことが必要です

補助上限額▶ 最大 **24万円**

基本の補助金

対象要件

- (1) 夫婦の前年の所得を合算した金額が340万円未満であること
※申請時に無職の場合、所得なしとすることができます。
※奨学金の返済を行っている場合は、前年中に返済した額を所得から控除できます。
- (2) 婚姻時に夫婦の年齢合計が70歳以下であること
- (3) 良好な住宅環境に入居すること
(新耐震基準に適合・広さが最低居住面積水準以上)
- (4) 申請日より2年間神戸市に居住する意思があること

対象費用

- 婚姻時にお住まいの住宅の住居費
(賃料1ヶ月分、敷金、礼金、共益費、仲介手数料、取得費)
- 引越し費用



基本の補助金の(1)～(4)を全て満たした上で、
下記の(5)又は(6)を満たすことが必要です

補助上限額▶ 最大 **6万円**

上乗せされる補助金

対象要件

- (5) 夫婦のいずれかの親世帯と近居・同居を行うこと
(親世帯が神戸市に居住していること)
- (6) 夫婦のいずれかが婚姻日から前後6ヶ月以内に市外から転入すること

対象費用

- 基本の補助金の対象費用で24万円を超えた分
- 結婚式にかかった費用
※神戸市内で行われた結婚式に限ります。
- 新生活に必要な家具・家電等の購入費等
※神戸市内の店舗で購入したものに限り、
※対象の品目・金額に制限があります。

婚姻届及び転居届(転入届)を提出・受理後、申請書に必要書類を添えて、申請先に持参もしくは郵送してください。

※対象となる費用の領収書等が全て揃った時点で申請ください。